

会 議 録

内容承認	公開・非公開の別	<開催日>平成30年1月25日(木)	<傍聴人数> 0名
的場委員長		<時 間> 13:30~15:45	<傍聴室>
承認	公開	<場 所>新館4階 第1委員会室	新館4階 第1委員会室

<名称> 第2回岸和田市自治基本条例推進委員会（第4期）

<出席者>

自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席

的場	江藤	岸田	疋田	吉田	宮路	池内	沖藤	植山	西田	野路	神谷	稲富	中西
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

事務局 企画課：上東課長、中井担当長、芝野担当員

<議題>

- ・開会
- ・第3期推進委員会建議内容に対する各課の取り組み状況の報告
- ・条例改正の検証
- ・その他
- ・閉会

<会議内容>

●議題「第3期推進委員会建議内容に対する各課の取り組み状況の報告」について、事務局から、資料1に基づき説明。

●主な質疑や意見

◀前文関係▶

<委員>

いつ・どこで・どのような自然災害が発生するのかわからない中、全町会・自治会で自主防災組織を設立してはどうかという話がある。

自主防災組織未加盟団体（町会・自治会）に対して、現在行っている町会・自治会長宛ての依頼文の送付だけではなく、危機管理課の職員が訪問し、必要性を具体的に説明するなどして加盟を促進してほしい。

<委員>

大規模災害のときは災害ボランティアセンターを立ち上げることになっており、岸和田市の場合には社会福祉協議会が中心となってその活動を担うという位置付けになっている。

今回の台風21号での被害においては、市の災害対策本部からの指示はなかったので、社会福祉協議会は単独で現地に入り、ボランティアの派遣を行った。

<委員>

いざ発災した時にマニュアル通りに動けるかどうかが大切である。

<委員長>

マニュアルに定めているという書き方（回答）について、形（取り決め）としては分かるが、実際の対応は十分ではないというのが委員の皆さんのご意見だと思う。

具体的な数字や今やっていることがどれだけ成果があるものなのか、また、機能しているのかについて、数字等で確認できるように市民に提示することが行政に求められている。それをもって、推進委員会で検証することが委員の役割である。

《第 13 条（職員の責務）関係》

<委員長>

推進委員会から具体的に質問をしないと担当部署から回答が出てこない内容があるということが気になった。

《第 14 条～第 16 条（コミュニティ活動・地区市民協議会・協働）関係》

<委員>

市民活動サポートセンターができたことについて、「やっと市民の願いが叶った。」と思った。しかし実際、市民活動サポートセンターは市民（町会・ボランティアなど）と繋がっていないと感じている。

<委員長>

市民活動サポートセンターができたことは前進であるが、活用の部分については市民と議論ができていない。活用方法について「議論するメンバー」も含めて建議できればと思う。

Q3-6 に「出会い・交流の場」として「まちづくりネットワーク」というのがあるということだが、これに市も入って議論できる場になっているのか。

<委員>

まちづくりネットワークは自治基本条例を作ったときに立ち上げた会である。毎月2回集まっており、市でも担当部署があり、市の職員も含めてやっている。

市民活動サポートセンターも新たにできたので、もう一度市の内部も含めて市民との交流の場について考える時期にきていると思う。ここを取り上げて建議にしていきたい。

<事務局>

まちづくりネットワークの運営自身は肩書を抜きにして、あくまで個人参加である。行事の事も含めて市民と根本的に協議する場がより必要となってきており、まちネットのような先駆的な取り組みを参考にしつつ、発展的な場をつくる必要があると思う。

《第 19 条（審議会等の運営）関係》

<委員長>

具体的な成果が出せていない。土日や夜間に開催してもすぐに来てくれるわけではないが、岸和田市ではどうすればいいかということを考える場が必要だと思う。

<委員>

そもそも公的機関というのはどこを指しているのか。

<事務局>

公的機関とは学識経験者を含めて、公共的団体を指していると思う。

<委員長>

一歩踏み出して前向きに考えていく行政側の姿勢が必要である。平日夜間や土日での会議の開催について建議に書いてはどうか。

<委員>

若者世代や女性など多様な意見を反映させるには、今まで通りのやり方を続けてはいけな
いと思う。いろいろな世代の市民の意見を聞かせてほしいというメッセージや行政側の姿勢を見
せてもらいたい。

<委員長>

行政と市民の両方が頑張らないといけませんが、行政側の本気度が見えてくるのが大切であ
る。

《第21条（情報の共有）関係》

<委員>

各町会では防災の観点で市から要援護者のリストを預かっている。発災したときに要援護者を
支援することになっているが、町会未加盟の方も対象となっているので、市からも町会加入を促
進しないといけないのではないか。

<事務局>

広報については防災情報や行政情報など、広報紙を通じてお知らせしている。広報紙の配布は
各町会・自治会を通じて配布していることから、情報を確実にお届けするためには町会加入率
の向上についても進めて行かなければならない。

<委員長>

町会加入については法律上強制的に加入させることはできない。しかし、行政側は行政情報な
どの基本情報を市民に伝えなければならないという点もあり、難しいところである。

町会に入ることによってどんな良いところがあるのかということを行政と市民が一緒になっ
て考えていかななくてはならない。

<委員>

市民アンケートの中に条例のことや広報の認知度について、調査項目を設けたり、新しいアイデアを記入できる項目を作ったりしたらどうか。

<委員>

「法律」や「予算」の問題など、できない理由も切り分けて回答してもらえるとそれらに対応する様々なアイデアが出てくると思う。

《第24条関係（岸和田市総合計画の取扱いについて）》

<委員>

総合計画は市の最上位の計画だが、その下には個別計画として地域福祉計画などがある。それら中位や下位の計画とのリンクについても意識してもらいたい。

《第26条（法務）関係》

<委員長>

前回の建議において法務担当部署の体制の強化などを建議している。しかし、それに対する回答も「再考する」や「調査研究する」などであった。前回建議した時点でやっておかないといけないことである。

<事務局>

第3期の議論の中で、本市の組織規模を考えたときに、法務担当課を集約した形が効率的であるという意見もあった。また、そのなかで法務担当部署をより強化することや、新人のときから法務に触れていくなどの取り組みは行っている。

<委員長>

建議はあくまで提案なので、できないものもあると思う。できないことを無理して今後検討していきたいと言われるより、やれる部分を工夫してやってきたという説明がむしろ必要である。できない場合はその理由も併せて説明してもらいたい。

《自治基本条例の推進の方策》

<委員>

今学校では法教育を重要視している。ここに食い込んでいくことが重要ではないか。

<委員長>

デジタル教材についての回答の中で、小学校6年生に対して「指導する」とあるが、もう実際に行われているのか。

<事務局>

昨年8月に小中学校の社会科研修会でデジタル教材を活用したデモ授業を実施した。それを受

けて学校教育課でも小中学校に使っていただくという形で回答をもらっている。その結果、中学校1校で実際に教材を活用した授業を実施している。

<委員>

デジタル教材を活用した授業を必修にできないのか。

<事務局>

こちらからカリキュラムに入れることを強制はできない。

<委員>

デジタル教材は子どもたちだけでなく、大人でも十分対象になると思う。社協へデジタル教材を提供すれば活用してもらえるのでは。

<委員>

社協では各学校に対して20項目の講師派遣リストがある。その中に組み込んだらどうか。

<委員長>

自治基本条例推進委員会からの建議を受けて、改善した点をまとめた成果集を作ったらどうかという話があった。これが進まない理由は、具体的な成果や数字が示せていないことである。評価や回答の仕方が根本的なポイントなので、全体の建議として挙げさせていただく。

●条例改正の検証 資料2(2-1~2-5)及び資料3(資料3-1~3-5)

事務局から、下記2点について資料に基づき説明。

- ・「本市よりも先に条例策定を行った自治体の条例の改正状況をアンケート調査した結果」
- ・「前回の建議以降、自治基本条例が新たに策定されている自治体の条項調査をした結果」

<委員長>

事務局から調査結果に対して考えは。

<事務局>

多くの自治体で取り上げられていた「市民からの意見・要望等への対応」と「地縁団体以外の活動団体の役割」の2点について、法律の適用やこれまでの条文で表現されているので、新たに条項として追加することまでは必要はないと考えている。

●主な質疑や意見

<委員>

他市の条例を見ると、「災害時の市長の役割」や「他市との連携」について書かれているので、岸和田市の条例にも盛り込んではどうか。

<委員長>

「市長の権限」と「他市との連携」について検討課題としてご提案いただいた。

まず、事務局から提案があった2点について意見がある方はいるか。

また、他市で条例改正している中で、「責務」を「義務」に変更している例があった。「義務」と「責務」の違いは。

<委員>

「義務」は具体的な行為を指し、「責務」は行政的な努力目標のようなものを指している。

<委員長>

事務局からの2点の提案については問題ないか。また、第23条の説明責任についてもしっかりと書かれているので、問題ないと思う。むしろ問題なのは条例に書かれていることを実際にできているかを推進委員会などでしっかりと確認していくことが大切。

<委員>

補足だが、第23条は「果たさなければならない」となっている。これは「義務」を意味する。その他の条文で「責務」としている条文には「努める」と表現されている。

<委員長>

この2点（「市民からの意見・要望等への対応」と「地縁団体以外の活動団体の役割」）について、今回は条例改正の必要はない。先ほど提案があった、「市長の権限」と「他市との連携」の2点について、事務局の考えは。

<事務局>

市長の責務については第11条で規定されている。市政の課題に対処したまちづくりということで、災害も一つの課題になると考えられる。

一方、他の市町村や国との連携について、第30条及び第31条に該当すると認識している。

<委員>

市民としては、条例の全てを読み込めて、どこに何がどのようになっているかについてまで理解することは難しい。

<委員長>

条例なので、細かいところまで書くときりがないが、市民目線から考えるととってもな意見である。

第3期推進委員会でも災害について議論したと思うが。

<事務局>

第3期推進委員会において災害については、前文の「自ら考え、行動することで、常に安心し

ていつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会」というところに含まれるという議論であった。

<委員>

そもそも災害に関する条例があるのか、条例が無くて、内部の指針や方針があるのか。

<事務局>

「岸和田市災害対策本部条例」という条例において、災害対策本部に関する必要な事項を定めている。また、自然災害については「災害対策基本法」「水防法」「地域防災計画」などがある。また、武力的なものがあつたときは「国民保護法」に基づく「国民保護計画」というものがある。それ以外の危機管理事象については「危機事象対応指針」を作っており、それぞれに基づき、行動することになる。

<委員>

他市では災害について条文に具体的に書かれているが、岸和田市では具体的に書かれていないので、市民としては不安が残る。

<委員>

私も災害についての条文を作ってもいいのではないかと思う。東南海地震の発生率が高まっているので、沿岸部を抱える岸和田市としても内陸部の市町村との連携などについても明記してはどうか。

<委員>

災害の条文はある方がいい。その条文に基づき、災害の時に市が対応するのかもしれないのかについて市長自ら発言してもらえれば。

<委員>

岸和田は海から山までであるが、「だんじり祭りでの引き手の交換」のように、離れた町どうしが仲良くしておき、それぞれが困っているときに助け合うような形をとれると良いのではないか。校区や6圏域単位でも良いと思う。

<委員>

岸和田市の場合は他の条文との読み合わせで解釈できると前回の建議で示されている。他市はどういう形でこの条文を作るに至ったのか事務局は把握されているのか。

<委員>

細かいことを書くことが条例の本意ではない。

また、第4次総合計画の基本目標にも「人も街も災害に強くする」と基本目標に入っている。それらを踏まえて、他市がなぜ危機管理について条文に個別に記載したのか調べてもらう必要が

ある。

<委員>

調べてもらうことに賛成である。恐らく東日本大震災の前後で条文の構成が異なると思う。もし調査する場合は、「市長の責務」「市長、市民の責務」「市長、議会、市民の責務」などいろいろなケースがあるので、その議論がどうなっているのか分かれば教えてもらいたい。

<委員長>

災害を含めた危機管理に対するものを岸和田市自治基本条例で考えて行くことは皆さん賛成されていると理解した。その上で、危機管理について条文に書かれている市町の条文全体との兼ね合いも含めて調べてもらいたい。

●住民投票条例における投票資格者名簿の作成について

<事務局>

条例に基づき、毎年9月に投票資格者名簿を作成している。その際、定住外国人を把握する必要があるので、他市に住民票の公用請求を行っている。この作業に3か月程度を要している。この作業が相手の自治体に対しても負担をかけている現状があることを踏まえて、住民投票資格者の要件の見直しを考えられないかを検討している。

詳細な調査は次回報告する。

●住民投票条例の改正について

<事務局>

公職選挙法の一部改正に伴い、公職選挙法に準じて規定している岸和田市住民投票条例及び規則の規定の変更の提案を行う。3月議会への議案提出を予定している。

●次回の開催日程

5月24日（木）13：30～15：30